

緊急連絡先

① _____

電話 _____

携帯 _____

② _____

電話 _____

携帯 _____

地区育成会名 _____

住所 _____

電話 _____

～編集:公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会～

〒651-0061 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1

兵庫県福祉センター5階

電話 078-242-4644 FAX 078-242-4069

災害時緊急時

持ち出し

シート

～障害のある人のための防災シート
いざという時は中をご覧ください!～

一般社団法人尼崎市手をつなぐ育成会
『チームⅡ 防災情報』
一般社団法人宝塚市手をつなぐ育成会
『災害時要援護者対応マニュアル』
を引用させていただきました。
ご協力ありがとうございました。

*福祉避難所は、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた後に開設するため、福祉避難所等への受け入れが必要と思われる要援護者も、一旦は指定避難所に避難してください。

*指定避難所においてもパーティション等で要援護者のプライバシーに配慮します。

*指定避難所への避難も困難な人については、台帳等を基に自宅に訪問して聞き取り調査を行い対応します。(事業所等にも協力をお願いします)

福祉避難所

施設名	所在地

わたしの情報カード

ふりがな			
名前			性別 男性・女性
住所	〒 ー		
自宅電話番号	()	ー	
携帯電話番号	()	ー	
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日生
健康保険証 記号		番号	
血液型	A ・ B ・ AB ・ O (Rh + ・ -)		
障害者手帳の種類・等級			
身体障害者手帳	()種 ()級 (視覚・聴覚・音声言語・肢体・内部)		
療育手帳(知的障害)	A ・ B1 ・ B2		
精神保健福祉手帳	1級 ・ 2級 ・ 3級		

治療中の病気

病名・症状・日常の医療的ケアなど

薬の名前・量・飲み方など

かかりつけの医療機関

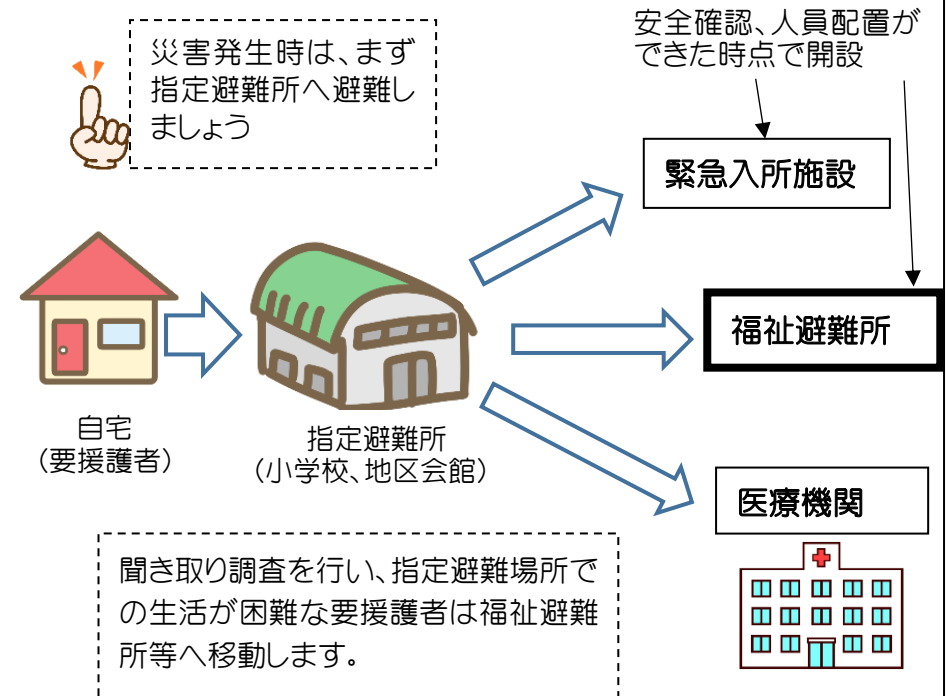
病院・診療所の名称	電話	診療科	担当医

福祉避難所について

福祉避難所とは、高齢者や障害者(児)など災害時に援護が必要な人(要援護者)に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要援護者の利用に適した環境を確保できる施設です。なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難場所です。最初から利用する事は出来ません。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは指定避難所へ避難してください。



災害が発生した場合の福祉避難所への避難の流れ



健康保険証のコピー貼付け

- ◆話し方については、わかりやすく簡単なことばを使ってください。一門一答の言葉が出てこない人もいます。
- ◆ゆっくりとやさしく話しかけてください。大きな声だと叱られていると感じる人もいます。
- ◆「大丈夫？」→「大丈夫」のようにただ言葉をそのまま返す人もいます。また気持ちとは反対の言葉を使う人もいます。言葉をそのまま受け取らず、表情、身振り手振りなどを見て、ひとつひとつ確認しながら話してください。
- ◆正面から話しかけてください。横や後ろからでは、自分に話しかけられている事がわからない人もいます。
- ◆パニックに陥っているときは、いきなり身体にふれないでください。びっくりして固まってしまう。「大丈夫」「安心してね」や「助けに来たよ」と声をかけ、安心・落ち着かせてください。
- ◆周囲の状況が把握できませんが、いつもと違う何かあったことは感じてパニックになっています。体や声を出してそれを表現する人もいますが、ただ黙って「どうしよう」「どうしたらいいのか」と不安になっている人もいます。援助して下さる方は、慌てず平常心で「何も心配することはないんだよ」という態度で接してください。
- ◆現在の場所にいることが危険な場合は、安全な場所まで連れて行ってください。
- ◆できるだけ早く家族や作業所などに連絡を取ってください。家族や職員の声を聞くと落ち着くと思います。

～知的障害者が災害時に困ること～

- ・防災無線や広報車の音声情報を受け取ることができません。
- ・周囲の状況が把握できません。
- ・電柱や塀の倒壊、道路の亀裂などがわかりません。
- ・危険な状況が理解できません。
- ・自分の意思をうまく伝えられません。
- ・パニックに陥ってしまうこともあります。
- ・一人では避難場所まで移動できません。

～ご理解と援助をお願いします～

- ◆避難所(体育館)での生活が困難です
 - ・避難者で混雑する状況では動きがとれません。
(トイレにも行けません・食事もできません)
 - ・人混みがつらく避難所では落ち着けません。
 - ・心身のバリアフリー化されていない避難所での生活は困難です。
- ◆安否確認の時に必要な物資を聞いて避難所に伝えてください。
- ◆避難所へ行かず、家で我慢する障害者もかなりいると思います。
日頃から災害時の備蓄は心がけていますが、水や食料の支援をお願いします。

一人で外出している時に災害に遭遇した時が心配です。

※学校や作業所など慣れた場所なら一人で行くという人もいます。同じ時間のバス・電車に乗れない状況になるとどうしていいかわからなくなります。

※緊急連絡用に固定電話番号と合わせて、携帯電話番号もあれば記入しておきましょう。

家族や親せきの連絡先

	名前(続柄)	住所	電話
1	()		
2	()		
3	()		
4	()		
5	()		
6	()		

成年後見人などの連絡先(成年後見人などがいる人)

名前	住所	電話

ふだん通っている場所(学校・作業所・職場など)

名称	住所	電話・FAX
		(担当者)
		(担当者)
		(担当者)

利用している障害福祉サービス事業所など

名称	住所	電話・FAX
		(担当者)
		(担当者)

近所の人、友人、ボランティアなど

名前	住所	電話・FAX

災害時要援護者対応マニュアル (知的障害者編)

知的に障害のある人は自分の身を守るための
適切な行動(避難など)がとりにくいです。

大きな災害が発生した直後など一刻を争うときは、行政による支援が間に合いません。過去の大きな災害では、被災した方のほとんどが隣近所や地域の方に助けられています。災害時要援護者の支援は、最も身近なコミュニティである町内会などを中心とした地域の支え合いが必要です。

災害時は誰もが被災者です。無理をせず危険のない範囲で、
援助していただけると助かります。

知的に障害のある人たちは

- ◇急激な状況の変化に対応が困難。
- ◇生活する上で、薬が必要。
- ◇情報のやり取りが困難・情報の入手や発信が困難。
- ◇理解や判断が出来ない、時間がかかる。
- ◇精神的に不安定になりやすい。

などの理由で援助が必要です。